

緊急的な海洋投入処分に関する告示
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第六号の規定に
基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し
環境大臣が定める基準)

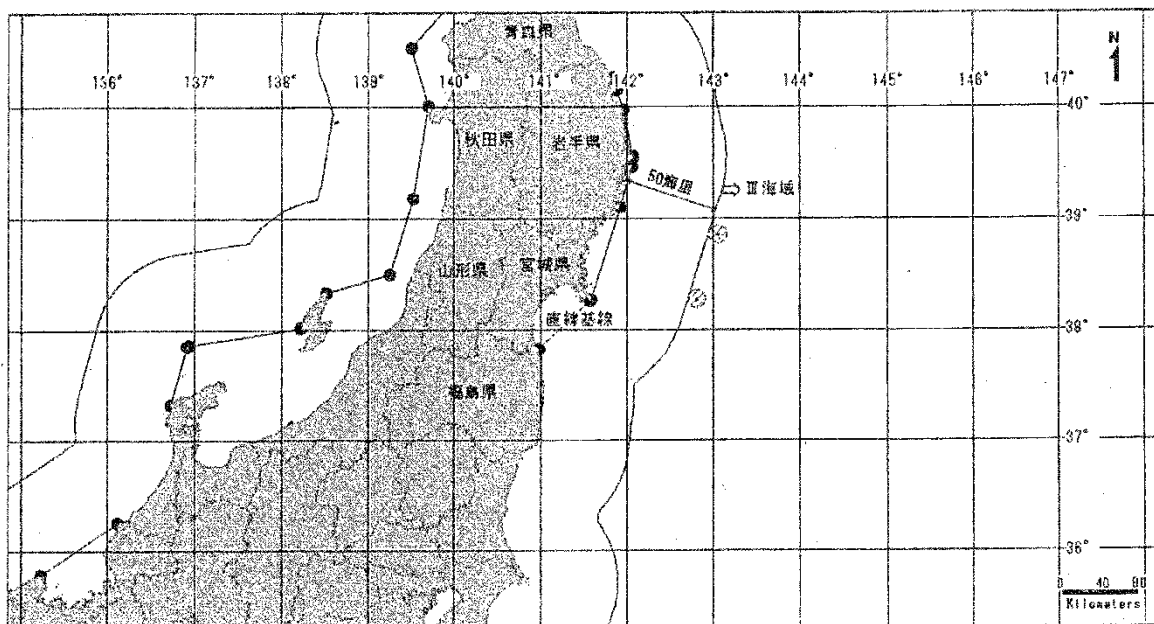
平成 23 年 4 月 7 日
環境省

- ・東日本大震災により、宮城県内で冷凍保存等されていた水産加工用の水産物が腐敗し、このうち約 35,000 トンについて陸上処分が非常に困難であり、海洋投入処分を行いたい旨同県より要望がありました。これを受けて当省において海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十条第二項第六号の規定に基づき、環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準を定め、指定された条件の下での緊急的な海洋投入を可能とする告示を平成 23 年 4 月 7 日に公布しました。
- ・今回の告示において指定する廃棄物は、東日本大震災に伴って発生した廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第四号イ（3）に掲げる廃棄物（動植物性残さであって、摩砕したもの）であってこの告示の公布の際現に、指定された所在地（上記水産物が存在する場所）に所在するものです。
- ・排出海域及び排出方法については、海洋汚染防止法第十条第二項第五号に基づく動植物性残さの海洋投入処分に関する基準（廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）別表第二号）を参考として定めました。

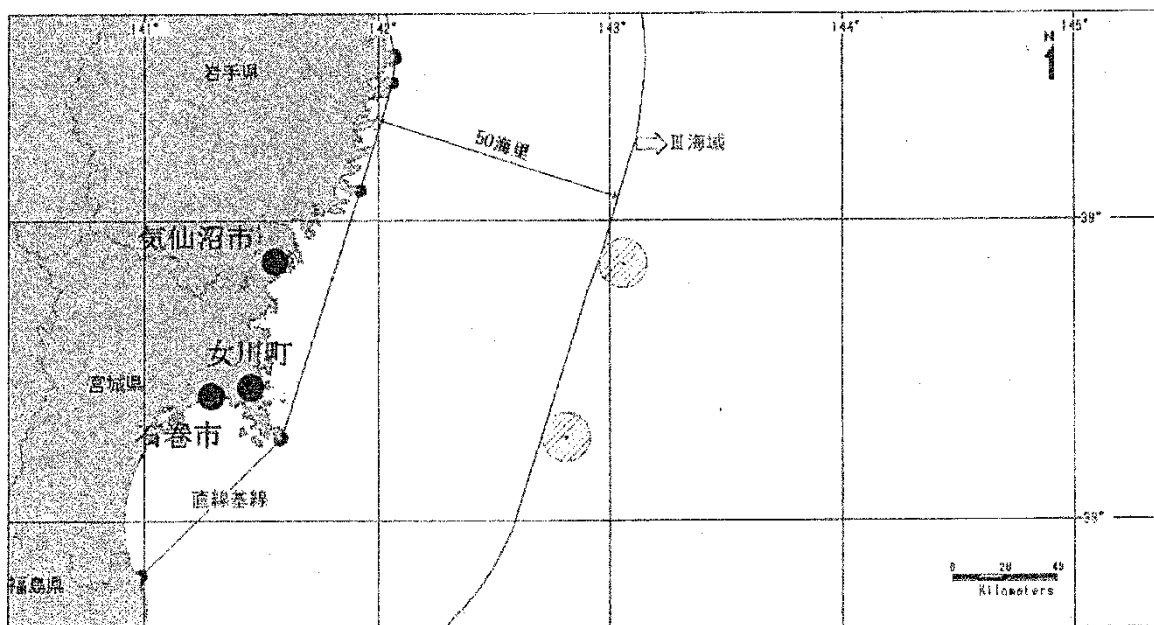
本告示において指定された排出海域は別添のとおりです。

【本告示における排出海域】

(広域図)



(詳細図)



※上の赤丸が、気仙沼市からの排出位置。

下の赤丸が、石巻市及び女川町からの排出位置。

○環境省告示第四十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十條第二項第六号の規定に基づき、環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十三年四月七日

環境大臣 松本 龍

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十條第二項第六号の規定に基づき環境大臣が定める基準
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十條第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同号の規定に基づき排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準は、同欄に掲げる廃棄物ごとにそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

廃棄物	排出海域	排出方法
東日本大震災に伴って発生した廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六條第一項第四号イ（3）に掲げる廃棄物であつて、この告示の公布の際現に次に掲げる場所に所在するもの	上欄第一号から第七十八号まで及び第七十九号から第九十九号までの間に掲げる場所を以て北緯三十八度四十分四十分から北緯三十八度四十分四十分を以て中心とする半径九キロメートルの円内の海域、同欄第七十九号から第九十九号までに掲げる場所を以て北緯三十八度三十分三十分を以て中心とする半径九キロメートルの円内の海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）別表第二号下欄に掲げる方法
一 宮城県石巻市大宮町二番地十六		
二 宮城県石巻市門脇町三丁目一番地二十八号		
三 宮城県石巻市川口町一丁目一番地二		
四 宮城県石巻市川口町一丁目四番地二十七号		
五 宮城県石巻市川口町一丁目六番地六十二号		
六 宮城県石巻市川口町一丁目七番地十六号		
七 宮城県石巻市川口町二丁目一番地五十九号		
八 宮城県石巻市川口町二丁目一番地七十二号		
九 宮城県石巻市川口町二丁目五番地一		
十 宮城県石巻市川口町二丁目五番地二十号		
十一 宮城県石巻市幸町一番地三十三		
十二 宮城県石巻市幸町二番地二十九		
十三 宮城県石巻市幸町三番地二十四		
十四 宮城県石巻市魚町一丁目四番地三		

十五 宮城県石巻市魚町一丁目六番一号
 十六 宮城県石巻市魚町一丁目九番二号
 十七 宮城県石巻市魚町一丁目九番四号
 十八 宮城県石巻市魚町一丁目九番十号
 十九 宮城県石巻市魚町一丁目十番七号
 二十 宮城県石巻市魚町一丁目十番十五号
 二十一 宮城県石巻市魚町一丁目十番二十三号
 二十二 宮城県石巻市魚町一丁目二十六番二号
 二十三 宮城県石巻市魚町一丁目一三番三号
 二十四 宮城県石巻市魚町一丁目一四番四号
 二十五 宮城県石巻市魚町一丁目一五番五号
 二十六 宮城県石巻市魚町一丁目一五番六号
 二十七 宮城県石巻市魚町一丁目一五番七号
 二十八 宮城県石巻市魚町一丁目一五番七号
 二十九 宮城県石巻市魚町一丁目一六番一号
 三十 宮城県石巻市魚町一丁目一七番一号
 三十一 宮城県石巻市魚町一丁目一七番三号
 三十二 宮城県石巻市魚町一丁目一七番四号
 三十三 宮城県石巻市魚町一丁目一八番二号
 三十四 宮城県石巻市魚町一丁目一八番五号
 三十五 宮城県石巻市魚町一丁目一八番八号
 三十六 宮城県石巻市魚町一丁目一八番九号
 三十七 宮城県石巻市魚町一丁目一十三番一号
 三十八 宮城県石巻市魚町一丁目一十三番四号
 三十九 宮城県石巻市魚町一丁目一十四番地
 四十 宮城県石巻市魚町一丁目一五番一号

四十一 宮城県石巻市魚町一丁目一三番十四号
 四十二 宮城県石巻市魚町一丁目一三番十七号
 四十三 宮城県石巻市魚町一丁目一四番十二号
 四十四 宮城県石巻市魚町一丁目一五番五号
 四十五 宮城県石巻市魚町一丁目一十二番二号
 四十六 宮城県石巻市魚町一丁目一十二番三十三号
 四十七 宮城県石巻市魚町一丁目一十三番一号
 四十八 宮城県石巻市魚町一丁目一十三番五号
 四十九 宮城県石巻市魚町一丁目一十三番七号
 五十 宮城県石巻市大門町一丁目一三番三十四号
 五十一 宮城県石巻市大門町一丁目一四番四号
 五十二 宮城県石巻市大門町一丁目一四番五十五号
 五十三 宮城県石巻市大門町一丁目一三番三十九号
 五十四 宮城県石巻市中央一丁目一五番十六号
 五十五 宮城県石巻市長浜町一丁目一四番二十五号
 五十六 宮城県石巻市流留字一丁目一十一番地
 五十七 宮城県石巻市流留沖一丁目一十一番地
 五十八 宮城県石巻市浜松町一丁目一四番六十三号
 五十九 宮城県石巻市浜松町一丁目一五番五十二号
 六十 宮城県石巻市松並一丁目一十五番五号
 六十一 宮城県石巻市松並二丁目一三番五号
 六十二 宮城県石巻市松原町一丁目一三番三十六号
 六十三 宮城県石巻市松原町一丁目一三番二十七号
 六十四 宮城県石巻市湊字大門崎一丁目一二十番地
 六十五 宮城県石巻市湊町一丁目一十一番地
 六十六 宮城県石巻市湊町一丁目一五番二号
 六十七 宮城県石巻市明神町一丁目一五番二十五号

六十八 宮城県石巻市明神町二丁目一番二十七号
六十九 宮城県石巻市明神町二丁目三番六十二号
七十 宮城県石巻市吉野町三丁目一番四十三号
七十一 宮城県石巻市吉野町三丁目五番三十号
七十二 宮城県石巻市渡波字旭ヶ浦百三十一番地
七十三 宮城県石巻市渡波字祝田七十七番地
七十四 宮城県石巻市渡波字黄金浜百九十七番地
七十五 宮城県石巻市渡波字柴田百番地
七十六 宮城県石巻市渡波町一丁目一番三十八号
七十七 宮城県石巻市渡波町二丁目一番六号
七十八 宮城県石巻市渡波町二丁目二番三十七号
七十九 宮城県石巻市赤岩港十四番地
八十 宮城県石巻市赤岩港二十一番地
八十一 宮城県石巻市赤岩港二十三番地
八十二 宮城県石巻市赤岩港二十九番地
八十三 宮城県石巻市赤岩港二十九番地五
八十四 宮城県石巻市赤岩港三十二番地
八十五 宮城県石巻市赤岩港百一番地
八十六 宮城県石巻市赤岩港百六番地
八十七 宮城県石巻市赤岩港百二十一番地
八十八 宮城県石巻市朝日町八番地二
八十九 宮城県石巻市朝日町十一番地七
九十 宮城県石巻市朝日町二十番地二
九十一 宮城県石巻市朝日町二十番地五
九十二 宮城県石巻市朝日町二十二番地一
九十三 宮城県石巻市朝日町二十二番地四
九十四 宮城県石巻市朝日町二十二番地五

九十五 宮城県石巻市朝日町二十二番地七
九十六 宮城県石巻市朝日町二十二番地八
九十七 宮城県石巻市岩月千岩田三百番地一
九十八 宮城県石巻市魚市場前四番三号
九十九 宮城県石巻市魚市場前六番十一号
百 宮城県石巻市魚浜町七番地
百一 宮城県石巻市魚浜町十一番地一
百二 宮城県石巻市川口町一丁目十二番地
百三 宮城県石巻市川口町一丁目十八番地
百四 宮城県石巻市川口町一丁目二十六番地
百五 宮城県石巻市川口町一丁目六十四番地
百六 宮城県石巻市川口町一丁目七十番地
百七 宮城県石巻市川口町一丁目七十三番地
百八 宮城県石巻市川口町一丁目百七番地
百九 宮城県石巻市川口町一丁目百六十五番地
百十 宮城県石巻市川口町一丁目二百六番地三
百十一 宮城県石巻市川口町二丁目三十九番地
百十二 宮城県石巻市川口町二丁目百五番地一
百十三 宮城県石巻市潮見町五番一
百十四 宮城県石巻市潮見町六番六号
百十五 宮城県石巻市潮見町六番二十一号
百十六 宮城県石巻市潮見町七番五号
百十七 宮城県石巻市潮見町七番十八号
百十八 宮城県石巻市潮見町二丁目二番地二
百十九 宮城県石巻市潮見町二丁目十一番地
百二十 宮城県石巻市潮見町二丁目百三十七番地八

百二十一 宮城県気仙沼市
 新浜町二丁目五番二十二号
 百二十二 宮城県気仙沼市
 内ノ脇三百八十七番地四
 百二十三 宮城県気仙沼市
 中みなと町百三十一番地
 百二十四 宮城県気仙沼市
 錦町一丁目三番十六号
 百二十五 宮城県気仙沼市
 錦町一丁目三番二十三号
 百二十六 宮城県気仙沼市
 錦町二丁目三番三十一号
 百二十七 宮城県気仙沼市
 西八幡町二十三番地
 百二十八 宮城県気仙沼市
 波路上内沼十六
 百二十九 宮城県気仙沼市
 波路上崎野五十五番地一
 百三十 宮城県気仙沼市波
 路上瀬向九番地七
 百三十一 宮城県気仙沼市
 波路上瀬向九番地八
 百三十二 宮城県気仙沼市
 波路上瀬向七七番地
 百三十三 宮城県気仙沼市
 浜町一丁目四番二十号
 百三十四 宮城県気仙沼市
 浜町一丁目六番七号
 百三十五 宮城県気仙沼市
 浜町一丁目六番二十六号
 百三十六 宮城県気仙沼市
 浜町一丁目七番一号
 百三十七 宮城県気仙沼市
 東みなと町九番地
 百三十八 宮城県気仙沼市
 弁天町二丁目八番十一号
 百三十九 宮城県気仙沼市
 弁天町三丁目九番二十一
 号
 百四十 宮城県気仙沼市
 天町二丁目八十三番地三
 百四十一 宮城県気仙沼市
 松崎尾崎三番地四
 百四十二 宮城県気仙沼市
 松崎片浜八十五番地四
 百四十三 宮城県気仙沼市
 松崎地生二番地一
 百四十四 宮城県気仙沼市
 松崎高谷一番地二
 百四十五 宮城県気仙沼市
 松崎中瀬三百二十七番地
 百四十六 宮城県気仙沼市
 松崎馬場十二番地一

百四十七 宮城県気仙沼市
 松崎馬場二十三番地
 百四十八 宮城県気仙沼市
 松崎馬場五十番地一
 百四十九 宮城県気仙沼市
 松崎前浜七十四番地
 百五十 宮城県気仙沼市港
 町一番三三号
 百五十一 宮城県気仙沼市
 港町四番十八号
 百五十二 宮城県気仙沼市
 港町五百八番地一
 百五十三 宮城県気仙沼市
 本浜町一丁目二番二十一
 号
 百五十四 宮城県気仙沼市
 本浜町一丁目七番二十五
 号
 百五十五 宮城県気仙沼市
 本浜町二丁目二番二十三
 号
 百五十六 宮城県牡鹿郡女
 川町浦宿浜字浦宿三十九
 番地一
 百五十七 宮城県牡鹿郡女
 川町浦宿浜字小屋ノ口百
 六十五番地
 百五十八 宮城県牡鹿郡女
 川町浦宿浜字逢田二十四
 番地三
 百五十九 宮城県牡鹿郡女
 川町女川浜字女川二百八
 十九番地二
 百六十 宮城県牡鹿郡女
 川町女川浜字東伊勢二番地
 百六十一 宮城県牡鹿郡女
 川町黄金町六十二番地
 百六十二 宮城県牡鹿郡女
 川町清水町百二十一番地
 百六十三 宮城県牡鹿郡女
 川町宮ヶ崎字宮ヶ崎二番
 地一
 百六十四 宮城県牡鹿郡女
 川町宮ヶ崎字宮ヶ崎六十
 五番地十
 百六十五 宮城県牡鹿郡女
 川町鷺神浜字向山五十三
 番地八
 百六十六 宮城県牡鹿郡女
 川町鷺神浜字鷺神百四十
 七番地三
 百六十七 宮城県牡鹿郡女
 川町鷺神浜字鷺神二百二
 十四番地一

緊急的な海洋投入処分に関する告示
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第六号の規定に
基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し
環境大臣が定める基準)

平成23年6月17日
環境省

・東日本大震災により、岩手県内の冷凍庫等において大量の水産物が腐敗し、岩手県において埋設等の処分を実施していましたが、悪臭やハエ等周辺環境への悪影響が懸念され、これ以上の埋設場所の確保が困難な状況となったため、喫緊に処理すべく環境省と岩手県とで協議を行った結果、これらの腐敗水産物の一部（約5,800トン）について海洋投入処分を行うこととなりました。

岩手県からの要望を受けて、当省において海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十条第二項第六号の規定に基づき、環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準を定め、指定された条牛の下での緊急的な海洋投入を可能とする告示を平成23年6月17日に公布したところです。

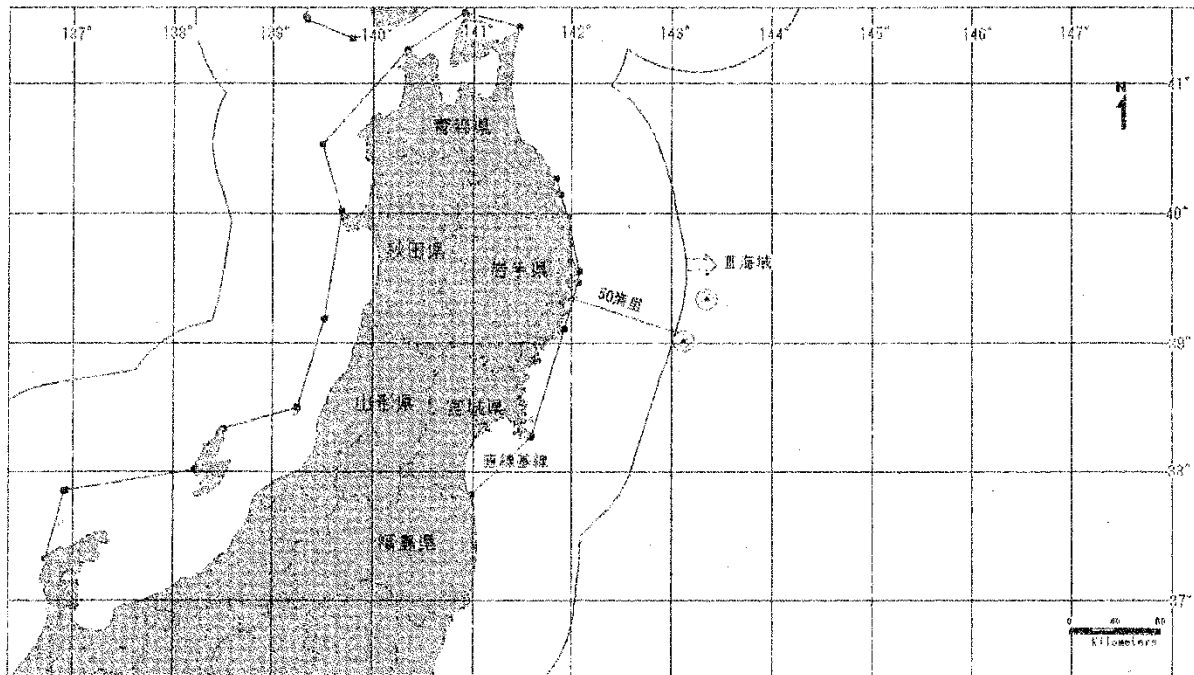
・今回の告示において指定する廃棄物は、東日本大震災に伴って発生した廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第四号イ（3）に掲げる廃棄物（動植物性残さであって、摩砕したもの）であってこの告示の公布の際現に、指定された所在地（上記水産物が存在する場所）に所在するものです。

・排出海域及び排出方法については、海洋汚染防止法第十条第二項第五号に基づく動植物性残さの海洋投入処分に関する基準（廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）別表第二号）を参考として決めました。

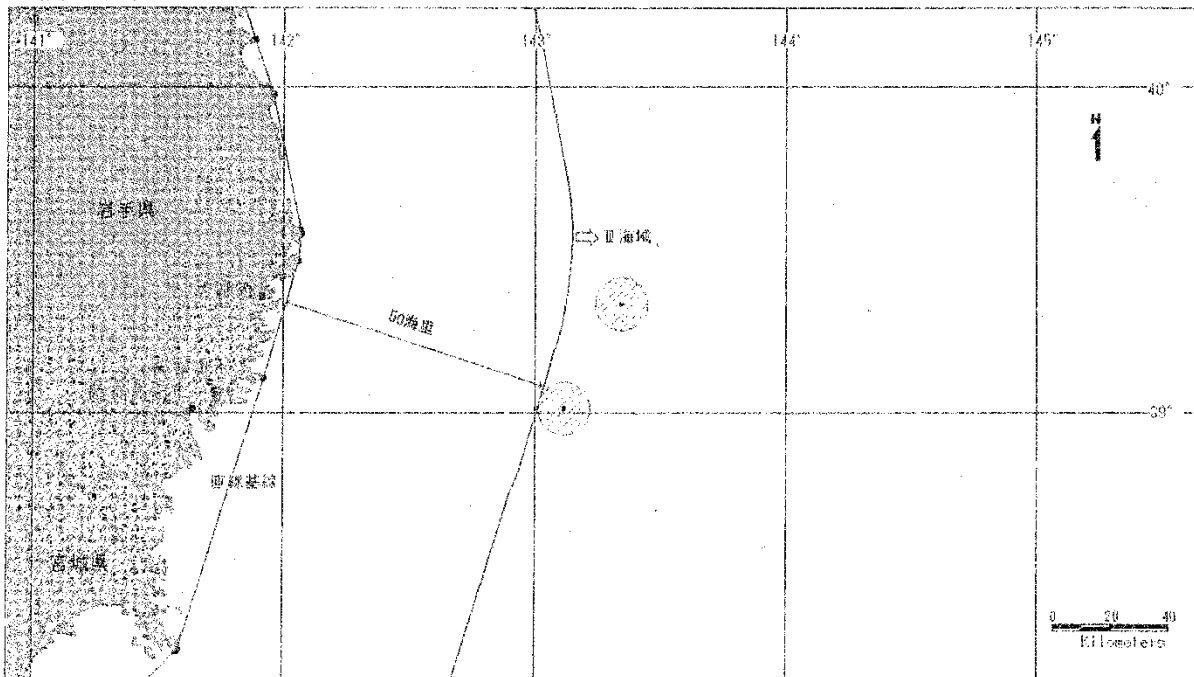
本告示において指定された排出海域は別添のとおりです。

【本告示における排出海域】

(広域図)



(詳細図)



※上の赤丸が、大槌町からの排出位置。

下の赤丸が、大船渡市及び陸前高田市からの排出位置。